人権問題講師紹介事業 開催の流れ

(実施要領)

人権問題講師紹介事業実施要領

〔流れ〕

- ※まずは、お電話にてお問い合わせください。
- ①主催者が原則開催2ヶ月前までに県健康福祉政策課に紹介の申請
- ②県健康福祉政策課が講師に講演の可否を確認
- ③県健康福祉政策課が主催者に紹介の可否を回答 講演可能な場合は、県健康福祉政策課が主催者及び講師に紹介の決定を通知
- ④主催者と講師の間で詳細について打合せ
 - ※パソコン、プロジェクター、マイク等の機材の使用を含め、講師と打合せを行い、 研修会等の準備をしてください。
- ⑤研修会等の開催
- ⑥主催者が講師に謝金等支払い
- ⑦主催者が実施後10日以内に実績を報告

〔フロー図〕 < 主催者> <研修会等> ⑤開 催 地域、企業、NPO、行政機関・ 人権に関するテーマ 公立学校、民間団体など ⑦実 ①紹介の申 ④打合せ 演 績 ⑥謝金等支払い 報 実 告 <講師> <事務局> ②講演確認 県健康福祉政策課 (人権室) 大学教授、人権問題の当事者、 弁護士、人権擁護委員など 電 話043-223-2348 ③紹介の決定 FAX043-222-9023